

幼児教育・保育の無償化

1号認定「預かり保育料」の無償化

預かり保育料の無償化の対象となるには、市より**保育の必要性**の認定を受ける必要があります（新2号・新3号認定）。入所申し込みの際に、施設等利用給付申請書と合わせ、就労証明書など保育の必要性を証明できる書類（裏面参照）、を提出していただきます。預かり保育を利用される場合は、入所を希望される施設または子ども未来課にご相談ください。

また、保育の必要な事由が妊娠・出産、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、認定期間の更新や保育を必要とする事由の変更手続きが必要となります。

○新2号認定

共働き世帯のお子さんなど、保育の必要性がある3歳児クラスから5歳児クラス（小学校就学前）までのお子さんが対象です。

○新3号認定

満3歳になった日から最初の3月31日までのお子さんは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象です。（月額上限 16,300円）

月額上限 11,300円まで無料となり、

利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（450円×利用日数）

<算定のイメージ>

利用日数	実際の 支払額 (a)	月額上限 (b)	無償化対象 (a)と(b)を比較して少 ない方の額 (c)	実質負担額 (a)-(c)
10日	4,000円	4,500円 (@450円×10日)	4,000円	0円
20日	9,500円	9,000円 (@450円×20日)	9,000円	500円
25日	11,300円	11,250円 (@450円×25日)	11,250円	50円

日額単価（450円）× 利用日数 = 支給限度額（11,300円）と

実際に支払う月毎の利用実績額を比較し、少ない方が支給額となります。

保育の必要な事由	添付書類
就労 ※1	就労証明書（同封）※2
妊娠・出産	母子手帳の写し、妊娠・出産に関する申立書 ※3
保護者の疾病・障がい	診断書、障がい者手帳の写し（交付されている場合のみ） 疾病・障がいに関する申立書
親族の介護・看護	診断書※4、障がい者手帳の写し（交付されている場合のみ） 介護・看護に関する申立書
災害復旧	罹災証明書等、災害復旧に関する申立書
求職活動 ※5 （起業準備含む）	求職活動に関する申立書
就学（職業訓練含む）	在学証明書や授業時間が確認できる資料 就学（職業訓練）に関する申立書
育児休業中の既こども 園利用児の継続利用	育児休業の取得期間を記載した就労証明書（同封）※2 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもであること。
虐待・DVのおそれ	
その他、上記に類する状態として市が認める場合	

- ※1 保護者の就労時間の下限は、1ヶ月あたり48時間です。
- ※2 就労証明書は、勤務先に提出し証明を受けてください。
- ※3 各種申立書は、子ども未来課で配布しています。また、市のホームページからもダウンロードすることができます。
- ※4 市指定の様式を医療機関に提出し、記入してもらってください。
- ※5 求職活動中の理由で申し込む場合、約3ヶ月間の認定となります。ただし、期間満了までに必要書類の提出があった場合は、状況に応じて期間を延長します。

問い合わせ先：湯沢市福祉保健部子ども未来課児童福祉班
〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号
TEL: (0183) 78-0166